

日本介護支援専門員連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は日本介護支援専門員連盟（以下本連盟という）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を東京都中央区におく。

(目的)

第3条 本連盟は会員相互の協力により介護支援専門員職能の向上を図るとともに、国民が住みよい福祉社会の確立を期するために、必要とする政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 政府、関係団体および関係者との折衝
- (2) 介護支援専門員の政治力強化のため、公職選挙法にもとづく候補者の推薦または支持
- (3) 国民に対する広報宣伝
- (4) 会員に対する情報の提供
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(会員・賛助会員及び入退会)

第5条 本連盟は、一般社団法人日本介護支援専門員協会会員のうち本連盟の目的に賛同し入会した者をもって正会員とし組織する。

2. 賛助会員は、本連盟の目的に賛同し希望する第1項以外の者を賛助会員とする。
3. 本連盟の正会員は、別に定める入会申込書に会費を添え、本連盟に申し込むものとする。
4. 賛助会員は、その年度の賛助会費を支払った者とする。ただし、正会員と同等の権利は有しない。
5. 正会員が本連盟を退会しようとするときは、別に定める退会届を本連盟へ提出する。なお、納付済みの会費及び負担金等は返還しない。

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	3名
幹 事 長	1名
常務理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名

2. 副会長・幹事長・常務理事・理事は会長が委嘱する。
3. 本連盟に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問・相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱する。顧問・相談役は本連盟の会議等に出席して意見を述べる事が出来る。但し議決権は有しない。
4. 役員・顧問・相談役は、無報酬とする。但し、会計状況により、費用弁償をすることが出来る。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会務を分掌する。また、副会長は、会長に事故あるときは、あら

かじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。

幹事長は、会長を補佐し会務を総括する。

常務理事および理事は、正副会長を補佐し会務を分掌する。

監事は、本連盟の会務および会計を監査する。監事は、総会、理事会、常務理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

(役員を選任)

第8条 会長および監事は、総会において会員の中から選任する。選任に関する事項は別に定める。

2. 副会長および幹事長・常務理事・理事は、会長が会員のうちから指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、隔年1月1日から12月31日とする。

2. 役員再任はこれを妨げない。

3. 任期満了せぬうち交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会、常務理事会とし会長が招集する。

2. 会議は、出席者の多数決をもって決する。

3. 会議は、当該提案につき出席者の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

4. 常務理事会は、会長・副会長・幹事長・常務理事で構成する。

5. 監事は、会議に出席して意見を述べる事ができるが、表決に加わる事はできない。

(総会)

第11条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年1回、臨時総会は必要があると認めるとき、あるいは会員の3分の1以上の要求があった場合、会長が招集する。

3. 総会の招集は、少なくとも開会の15日前までに、会長が目的とする事項および日時場所を告知して行う。

4. 不測の事態が生じた場合は、前項を省略或いは短縮することができる。

(総会の定足数)

第12条 総会は総正会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状は出席とみなす。

(総会の議決承認事項)

第13条 総会の議決承認事項は次の通りとする。

(1) 決算に関する事項

(2) 会費に関する事項

(3) 規約変更に関する事項

(4) 会長、監事を選任

(5) その他重要な事項

2. 総会の議長は会長とする。

(理事会及び常務理事会)

第14条 理事会は、定時理事会および臨時理事会とする。

2. 定時理事会は毎年1回、臨時理事会は必要があると認めるとき会長が招集する。常務理事会は、会長が必要であると認めるとき招集する。

3. 理事会は、理事数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席とみなす。

4. 理事会の招集は、少なくとも開会の15日前までに、会長が目的とする事項および日時場所を告知して行う。ただし、会長が必要とする場合はこの限りではない。

5. 理事会の議長は会長とする。

(会長の応急処分と事後承認)

第15条 会長は、会議の議決を要する事項であって、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるときは、これを応急処分することができる。

2. 前項の場合は、次の会議においてその承認を得なければならない。

(理事会)

第16条 理事会は、必要があると認めるとき会長が年1回以上招集する。

2. 理事会は、理事の2分の1以上の出席を持って成立する。ただし委任状は出席とみなす。

3. 理事会における事項のうち、あらかじめ会長が判断した事項について、審議を常任理事会に委任することができる。

4. 理事会の議長は会長とする。

(理事会の審議事項)

第17条 理事会においては、会務および事業ならびに会計に関する必要かつ重要な事項の執行を決定するとともに、総会に報告または提案する事項を決定するものとする。

(庶務)

第18条 本連盟に職員若干名をおくことが出来る。

(会計)

第19条 本連盟の経費は、会費、賛助会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第20条 会費の額は総会が決定する。徴収方法等は理事会が決める。

2. 会費は定められた期日内に納付するものとする。

3. 会費の納入は、金融機関の自動差引を基本とするが、やむを得ない場合は、請求により納入する方法もとる。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(個人情報保護)

第22条 本連盟の所有する会員等の情報は、個人情報保護法の規定に基づき、連盟活動以外には使用しない。

(規約の改廃)

第23条 本規約の改廃は、理事会の議決を経て、総会において改廃する。

(補則)

第24条 本規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則 1. 本規約は、平成22年6月1日より施行する。

2. 本規約の一部改定(事務所)は、平成26年4月15日より施行する。

3. 本規約の改正は、令和2年12月28日より施行する。